

昭和47年6月16日

内閣総理大臣・大蔵大臣決定

- 沖縄振興開発金融公庫運営協議会運営規則
(内閣総理大臣及び大蔵大臣決定)

(任 務)

第1条 沖縄振興開発金融公庫運営協議会(以下「協議会」という。)は、内閣総理大臣及び財務大臣の諮問に応じて、沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」という。)の運営に関する重要事項を審議する。

2 協議会は、前項の重要事項に関し、内閣総理大臣及び財務大臣に意見を述べることができる。

(組 織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、沖縄県における関係各界の代表者及び学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が財務大臣と協議のうえ委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。

(委員長)

第3条 協議会に委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、協議会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第 4 条 協議会は，原則として年 4 回とし，各四半期の最終月に開催する。

ただし，必要に応じ臨時に開催することができるものとする。

(意見の聴取)

第 5 条 協議会は，必要があると認める場合には，関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め，意見を聞くことができる。

2 公庫の理事長は，いつでも協議会に出席して意見を述べることができる。

(庶 務)

第 6 条 協議会の庶務は，内閣府沖縄振興局参事官において処理する。

(雑 則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか，議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は，委員長が協議会にはかって定める。

(附 則)

この規則は，昭和 4 7 年 6 月 1 6 日から施行する。

(附 則)

この規則は，平成 1 3 年 1 月 6 日から施行する。